

July 2019 Kobe Japan

IEEE 802.11ax に関して

令和元年7月11日、総務省令第二十七号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」及び総務省告示第百三号「無線設備規則の一部を改正する告示」が公布、同日より施行されました。本改正により、802.11ax 準拠、5GHz 帯 W56/144ch の拡張及び 5GHz 帯 W53 の DFS レーダーパターンが追加されております。

本法令改正に伴い、下記の証明規則が統合されます。

〇改正前

証明規則	省令記号	名称
第2条第1項第19号の3	XW	5GHz 帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の2	YW	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の3	HS	5GHz 帯小電力データ通信システム

〇改正後

証明規則	省令記号	名称
第2条第1項第19号の3	XA	5GHz 帯小電力データ通信システム

また、本改正では以下の経過処置が設けられております。

総務省令第二十七号

- 1. この省令の施行の際現に受けている旧証明規則「第二条第一項第十九号、第十九号の三から第十九号の三の三まで又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備」に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 2. この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。ただし、改正前及び改正後の証明規則を重ねて技術基準適合証明等を受けることはできないものとする。



July 2019 Kobe Japan

3. この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例により工事設計認証を受けることができる。この場合において、新たな工事設計認証の効力については、前1項の規定を準用する。

総務省告示第百三号

1. 技術基準適合証明等の審査はこの告示の施工の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、この告示による改正後の別表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

D&A

Q1: 旧証明規則で認証を受けている無線設備について、改正後の規定で再度認証を受ける必要はありますか?

A1: 旧証明規則にて認証を受けている無線設備については再度認証を受ける必要はありません。

Q2: 旧証明規則で認証を受けている無線設備について、改正後又は改正から 1 年が経過した後に変更の工事を行う場合は改正後の証明規則として認証を受ける必要がありますか?

A2: 無線設備の仕様に変更が無い場合は、旧証明規則として従前の例により工事設計認証を受けることが可能です。

Q3: 旧証明規則で認証を受けている無線設備について、802.11ax 及び W56/144ch の機能を追加して新たに認証を受ける場合、認証番号は変更になりますか?

A3: SW により機能を追加することができ、改正後の基準に準拠することができる場合は、一部の再測定は必要となりますが旧証明規則と同一の認証番号にて認証を受けることが可能です。

詳細については、下記へお問い合わせください。

お問合せ先:

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部まで 078-940-0377 (代表) / 078-940-0378 (FAX)

E-mail: sch_rf@dspr.co.jp